

## 平成28年11月定例農業委員会議事録

(開会 11月25日(金)午前9時)

(欠席委員)岩田会長、増岡委員、岡本(守)委員

(事務局出席者)廣戸事務局長、山田次長、久野主幹、原田副主幹、  
鈴木主任主査、成田主査、農崎主事

(傍聴人) 0名

議長(近藤職務代理)：ただいまから11月定例農業委員会を開催します。現在の出席委員は、16名です。議事録署名者の委員を選任します。本日の議事録署名者は、3番の清水義則委員、4番の近藤雅俊委員にお願いします。それでは、議事に入ります。

議長：議案第29号について、事務局からの説明を求めます。

### 【議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 三好上、西一色の件について、地元委員からご意見をお願いします。

近藤(薫)委員：この案件の申請者双方は西一色町の方ですが、該当する土地が三好上地内であるため、現地を確認しました。地目が田ですが、現況は一部が部分的に畑として耕作されており、若干草も生えているような状況です。年齢は72歳ですが、新たに農業を引き継いで耕作していただけるということであれば良いことだと思いますので、審議の程、よろしくお願いします。

加藤委員：ただいまの説明のように、申請地は現在畑になっており、草も生えています。受け人に話を聞いたところ、耕作地を広げているということで、今年の8月にも畑を借りて経営を拡大しました。親類からトラクター等の機械を借り耕作をするという話であり、特に問題ないと思いますので、審議の程、よろしくお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、許可することとします。

議長：つづきまして番号2 三好下の件について、地元委員からご意見を申し上げます。

竹谷委員：今回の申請地は、受け人の住宅のすぐ近くに位置します。申請地は4、5年前から受け人の父親が農地の管理をお願いしており、草刈りなどの保全管理の状態を保っていましたが、今後の管理を考え、今回の名義人で購入することとなった経緯です。問題ないと思いますので、審議の程、よろしく申し上げます。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号2について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号2について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、許可することとします。

議長：つづきまして番号3 明知上、打越の件について、地元委員からご意見を申し上げます。

岡本(清)委員：申請地は、数年前までは荒廃農地であり、1年に1度草刈りがされるかどうかという状況でした。場所としては住宅に近く、荒廃状況が目立っており地元としても困っていましたが、数年前からは水稻の作付けが始まり、適正に管理されている状況がありがたいと思っている所でした。地元としても、荒れた状況が続くと困りますので、今回の申請の後にも現在のようにきちんと管理してくれるのであれば、問題ないと思います。

近藤(雅)委員：受け人の方々は4名で家族経営をしており、経営面積が19,307.62㎡とかなり手広くやってみえるので、経営面積を増やすことにより、今後も適正に管理ができるか注視していきたいとは思いますが、しっかりと管理していただければありがたいと思います。審議の程、よろしく申し上げます。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号3について、意見のある方は挙手をお願いします。

木戸委員：申請地は以前から荒れていますが、作業を行うやる気がない方が投資で農地を購入される場合もあると聞きました。今回はやる気のある方が購入されるので問題ないとは思いますが。

事務局：渡し人は先月の案件でも、所有権の移転の申請があった方です。農地を相続により取得したものの、農業の機械もなく、勤めているため農業が出来ないとのことで、相続を受けた農地については全て売却して離農したいという

意向があります。受け人については、後継者として経営を安定して個人でも積極的に農業を行いたいということで、今回の購入に踏み切ったと伺っております。

議長：その他に意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号3について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、許可することとします。

議長：つづきまして番号4 打越の件について、地元委員からご意見をお願いします。

近藤(雅)委員：位置図を見ていただくと、申請地は三方を道路に囲まれており、非常にいい農地です。現在は農業法人が耕作されておりますが、受け人は4名で家族経営をされますので、小まめに耕作していただくと期待しております。特に問題ないと思いますので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号4について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号4について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号4について、許可することとします。

議長：つづきまして番号5 黒笹の件について、地元委員からご意見をお願いします。

鈴木(謹)委員：19日に現地を確認したところ、畝をつくって耕作されておりましたので問題ないと思います。申請地のすぐ北を今回の受け人世帯が所有しております。申請地は現在、道路に面しておりませんので、受け人以外が購入することは困難な場所です。受け人は後継者として十分耕作されるということであり、問題ないと思いますので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号5について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号5について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号5について、許可することとします。

《採決結果：議案第29号 全員賛成5件》

議長：つづきまして、議案第30号について、事務局から説明を求めます。

【議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明。立地基準：第3種農地》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 三好下の件について、地元委員からご意見をお願いします。

竹谷委員：事業者の住所地は借地であり、建築から56年を経過して老朽化したために、新しく親子で同居するための家を建築したいとのこと。申請地は三好下畑総の分家用地の地域です。今住んでみえるところが借地であり、敷地を売ってもらうことが難しいために、自己所有地にて住宅を建築したいとの申請です。特に問題ないと思いますので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第30号 全員賛成1件》

議長：つづきまして、議案第31号について、事務局から説明を求めます。

【議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明。立地基準：番号1は第1種農地、番号2は第2種農地、番号3は第3種農地》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 明知下の件について、地元委員からご意見をお願いします。

深谷委員：今回の案件については、平成28年9月に農振除外申請前に1回、地元の役員等で打合せを行い、その後設計変更などの要望を出した中で、受け人の会社社長及び設計士等の立ち会いの下、みよし土地改良区、愛知用土地改良区の役員、行政区の区長等を入れて地元説明会を行いました。最終的には地元の意見も組み入れていただきましたので、地元としては、特に問題はないと思いますので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2 福谷の件について、地元委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：岩田会長の代理でお伝えさせていただきます。申請地は従来から、この工場の進入路として利用されてきましたが、今回、地籍調査事業により個人の農地が進入路の中にあるということが判明し、双方合意のもとで所有権移転並びに地目変更を行うとのことでの申請になります。周辺地については影響がないと地元では判断しているとのことですので、報告させていただきます。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号2について、意見のある方は挙手をお願いします。

**深谷委員：申請地近くの道路はどのような状況ですか。**

事務局：位置図を基に説明いたします。申請地西側に橋のようなものがございまして、こちらは工場に入るために河川を占用した橋であり、私有財産となります。申請地の東側は県道です。今回は、県道から橋に入る部分の進入路部分に農地が残っていたということが、地籍調査により判明したということです。申請地は、公衆用道路内ではなく、あくまでも私有地内の進入路という形態です。

深谷委員：個人所有にすると後々問題にならないのですか。幾ら進入路としてでも、本質的には県道が買収して道路として使うべきではないのですか。

事務局：道路敷地内にあるのであれば、転用許可の事業者は道路管理者になります。申請地は道路敷地ではありません。つけ加えると、橋も個人の所有物です。道路に入り込むために個人が河川管理者に承認してもらい、お金を払っ

て借り受けている状態です。

岡本（清）：事業者しか使わない道路になるということですね。

事務局：はい。

議長：その他に、意見のある方は挙手をお願いします。

（質問、意見等なし）

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号2について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：つづきまして番号3 高嶺の件について、地元委員からご意見をお願いします。

光岡委員：今回の所有権移転ですが、南側には個人の宅地が3軒ほどあります。隣には工場があります。この場所は30数年前に愛知用水が撤去されており、工場や宅地が多く、高速道路などにより分断された区域です。申請地を駐車場として転用しても、周囲には農地はありませんので、特に問題もないと思いますので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号3について、意見のある方は挙手をお願いします。

（質問、意見等なし）

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号3について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議長：全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、議案第32号について事務局から説明を求めます。

### 【議案第32号 相続税納税猶予に係る証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明があった番号1 打越の件について、地元委員からご意見をお願いします。

近藤（雅）委員：願出者は高齢ですが元気であり、軽トラックも所有しております。この田畑の4筆については特定貸付けをしておりますが、元気で頑張っておりますので、問題ないと思いますので、審議の程、よろしく願います。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

清水委員：相続税の納税猶予については、今回のように法人へ貸し付ける特定貸付けについては要件を満たすと思いますが、個人農家への貸し付けは認められるのでしょうか。

事務局：特定貸付けとは、経営基盤強化促進法の利用権設定や農地中間管理機構を通じた権利設定が該当しています。個人に貸し付ける場合も同じ扱いになります。

委員：では個人の農家についても、どなたでも可能ということですか。農業法人や認定農家などである必要はないということですか。

事務局：はい。

議長：その他に何か意見等はありませんか。

（質問、意見等なし）

議長：意見もないようですので、番号1について採決をとります。番号1について証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議長：番号1について、全員賛成により証明を発行することとします。

《採決結果：議案第32号 全員賛成1件》

議長：つづきまして、議案第33号について、事務局から説明を求めます。

【議案第33号 農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明があったことについて、何か意見等はありませんか。

木戸委員：利用権設定などによる農地の貸し付けについて聞きたいのですが、農地を農家以外が借り受けている状況をみるのですが、適法ですか。

事務局：耕作権や経営権までを移す場合は、現在のように利用権を設定する正規の手続きが必要ですが、剪定、草刈、耕起などの作業の一部をお願いする場合には手続きが必要ありません。

議長：その他に何か意見等はありませんか。

木戸委員：農地中間管理機構についてですが、みよし市で事例はありますか。

事務局：農地中間管理権については、平成26年度に打越町地内の農地で設定した事

例があります。地主さんは豊田市の方です。事例としては少ないですが、相談については増えつつあります。農地中間管理機構へ貸し付けて離農をしたという相談もあります。

議長：その他に何か意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：意見等もないようですので、利用権設定に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：本件について、全員賛成により決定することとします。

《採決結果：議案第33号、全員賛成》

[報告事項]

1 平成28年10月分農地転用届出の受理状況について

(事務局説明)

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、意見等のある方は挙手をお願いします。

(意見、質問等なし)

議長：以上で予定していました議事等は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局：その他連絡事項について、事務局から説明をさせていただきます。

1 農地法第3条第2項第5号に基づく別段の面積の検討について

事務局：何か御質問等があればお願いします。

(意見、質問等なし)

事務局：以上をもちまして、11月定例農業委員会議を終了いたします。一同ご起立下さい。一同礼。

(閉会午前10時30分)